

御取引案内及び条件

- 1. 賃貸料金** 1日当りの賃貸料単価で、賃貸借期間の賃貸料金を計算し、御請求致します。賃貸借期間とは、弊社工場に於いて出庫した日より入庫した日までと致します。(数量×日数×単価) + 基本料を加えたものです。
(30日未満使用の場合は、30日分の使用料を申し受けます。)
- 2. 基本料金** 弊社工場内に於ける入・出庫時の積降し・検収及び一般整備を含み、ご使用の有無、賃貸借期間の長短に拘らず、出庫された全品に対し、御請求致します。
★基本料は原則として賃貸料の初回請求時に併せ申し受けます。
- 3. 修理料金** 検収の際、損傷の程度により修理可能と判断された物及び付帯する部品等が滅失又は損傷により取替が必要な物に対し御請求致します。
- 4. 滅失料金** 滅失又は検収の際損傷が著しく、修理不可能と判断された物に対して御請求致します。(滅失品及び修理不能品は時価を申し受けます。)
- 5. 検 収** 検収に際しては、双方立会を原則として、当社指定工場内で行います。
★他社製品の受入れはお断り申し上げます。
- 6. 運 賃** 往復共貴社負担にてお願い致します。
(必要に応じ運搬も致しますが実費運賃を申し受けます。)
- 7. 受 渡 し** 倉庫受渡しで午前8時より午後4時迄、受付け致します。
上記時間外、日曜日、祝日及び第二・第四土曜日の出入庫業務は行いません。
- 8. そ の 他** 明記なき事項は見積書、契約書に基づき取り決めます。

注 意 事 項

- ◇ 木製品、鋼製材を問わず事故防止の為、使用前に資材の安全確認をお願いします。
- ◇ お互いの信頼のために数量の確認に立合ってください。
- ◇ 機材の積おろしは、リフトを使用しますので、りん木を用意して下さい。
- ◇ 機材の出入庫申し込みは、2・3日前もって御連絡頂くよう御協力願います。
- ◇ 各現場で資材返納の場合、積込みに手間取り、運送費が高くなる時もありますので資材は一定の場所に集めて下さい。
- ◇ 機材返納時には、必ず送り状をつけて下さい。
- ◇ 機材を大切に取扱う事がリース費用を安くするコツです。

◆ レンタルのメリット ◆

1. 自社保有に伴うすべての悩みを解消します。
資金の固定化を防ぎ、時代の変化にも耐えうる“身軽な経営”が可能です。
2. 現場に適した機材を、持たずに使用できます。
3. 機材管理の手間が大幅に省けます。
機材の整備、保守管理、機材の移動等、数々の口スを省くことができます。
4. リース料は全額、経費として計上できます。